

# 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」 の普及・活用に向けた取組

厚生労働省

## 基本的な認識

- 「誰が」「いつ」「どの現場で」「どのような作業に」従事したのかといった個々の技能者の就業履歴をシステムに蓄積する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は以下のような重要な意義を持つものとの認識。
  - ✓ 技能者の適正な評価と処遇の改善に向けた環境の整備
  - ✓ 技能者を雇用する専門工事業者の施工力のアピール
  - ✓ 元請企業における社会保険加入状況の確認など、現場管理の効率化



厚生労働省としても「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及・活用に積極的に対応

## 本日御説明する内容

- ① 「技能講習修了証明書（通称「まとまるくん」）発行事業」と「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の連携（2～3頁目）
- ② 「建設業退職金共済制度」と「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の連携（4～5頁目）
- ③ 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」に関連する事業主等への助成制度（6頁目）

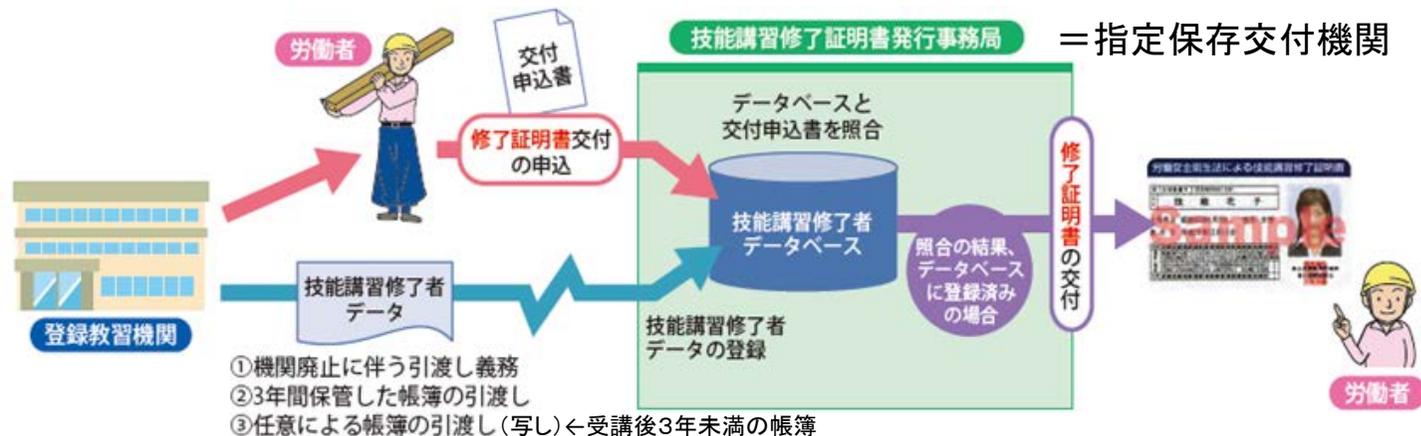
## 事業の必要性

- 車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事するには、労働者は技能講習の受講及びそれを証明する書面（技能講習修了証）の携行が必要（労働安全衛生法第61条第3項）。
- 技能講習を実施する機関（登録教習機関）は、1,600機関程度（令和2年1月現在）。  
⇒複数の登録教習機関で受講した場合、それぞれの技能講習修了証の携行が必要で、修了者にとって負担。
- 登録教習機関は、技能講習の帳簿を「業務の廃止に至るまで（中略）保存しなければならない」とされている。
- ただし、「当該帳簿を3年間保存した後において、（中略）指定を受けた機関に引き渡すときは、この限りではない」とされている。

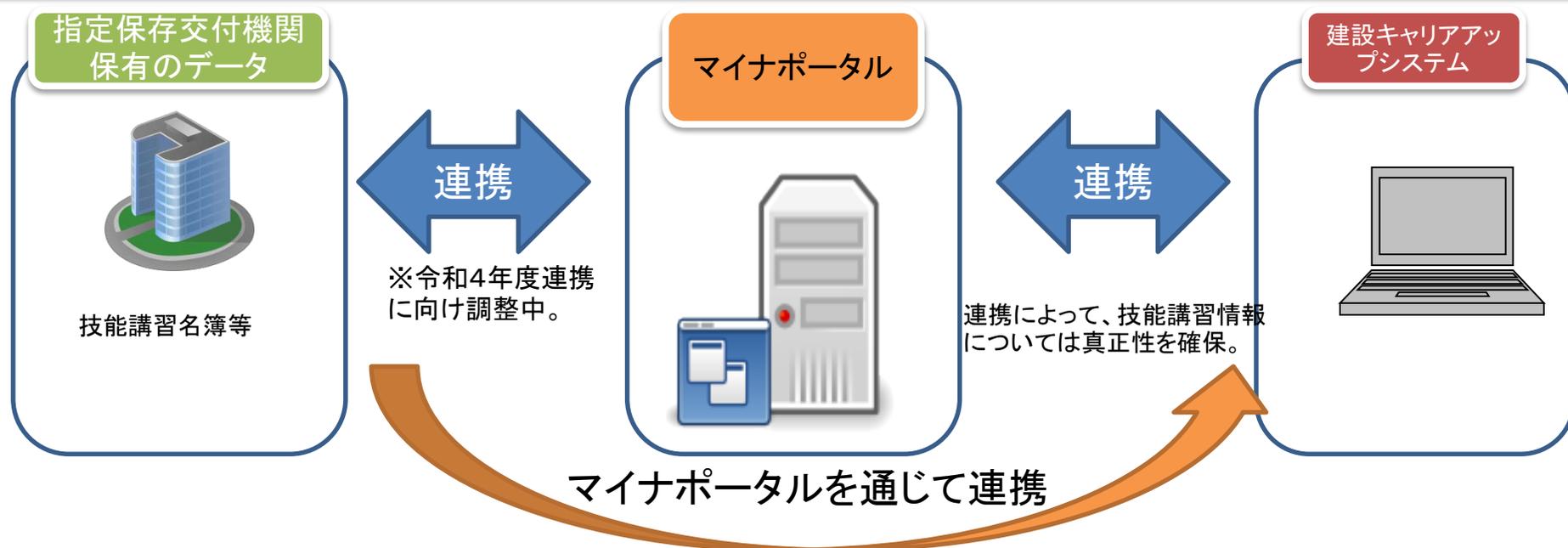
出所：「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条

## 事業概要

- 平成16年度から、「技能講習修了証明書発行事業」（通称「まとまるくん」）を開始。  
（委託事業として実施。受託者は省令上、「指定保存交付機関」とされ、令和元年度の受託者は富士通（株））
  - 登録教習機関が実施した技能講習の帳簿を一元管理し、
    - ・複数の登録教習機関による技能講習修了証の統合（統合したものを「技能講習修了証明書」という。）
    - ・廃止した登録教習機関によるものや、3年以上前に受講した技能講習修了証の再発行（紛失・破損等が原因のもの）を実施。
- ※平成29年度に実施された技能講習に係る帳簿のうち、約7割が年度内に指定保存交付機関に引き渡されている。



# ①-2 「技能講習修了証明書（通称「まとまるくん」）発行事業」と「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の連携案



## 今後の課題

※「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）より。

- マイナポータルとの連携に当たっては、マイナンバー情報を取得していない技能講習データとの連携方法について技術的な検証が必要。
  - マイナンバーカードの更なる普及が重要。
  - 連携のためには、インターネットに接続可能な環境が必須。
  - 指定保存交付機関には、必ずしも全ての技能講習情報が集約されていない。
- ⇒連携のためには、指定保存交付機関のデータベースの更なる充実が必要（令和元年12月12日に、厚生労働省から登録教習機関に対して可能な限り早期に指定保存交付機関への引き渡しを要請。）。

引き続き、登録教習機関への働きかけを行い、建設キャリアアップシステムのカードの携行により、資格者証の代用に向けた環境整備に努める。

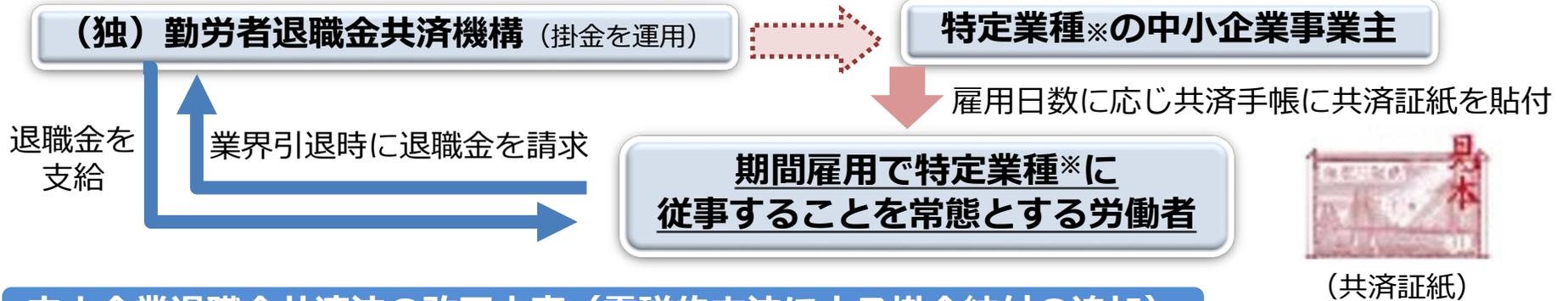
※法的には、通達により、資格者証の代用を認めることは可能。

建設業退職金共済制度において、共済契約者が被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付する方法に加え、電磁的方法による掛金納付が可能となるよう、中小企業退職金共済法を改正。

特定業種退職金共済制度とは

共済証紙を金融機関を通じて購入

※現行では建設業、清酒製造業及び林業



中小企業退職金共済法の改正内容 (電磁的方法による掛金納付の追加)

現行

- 共済契約者 (事業主) が金融機関窓口で共済証紙を購入し、被共済者 (労働者) に賃金を支払うつど、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によって掛金を納付している。

改正後

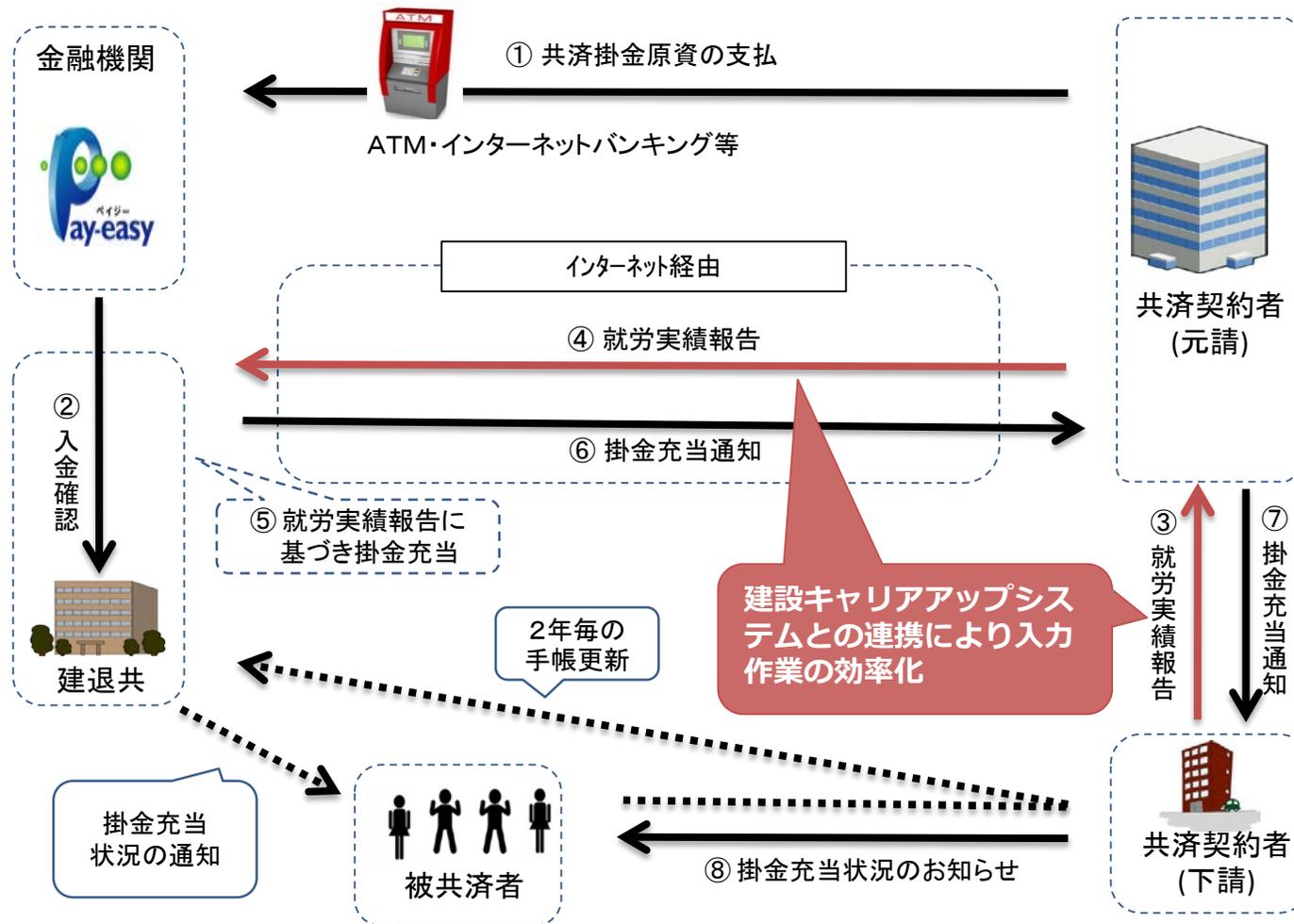
- 厚生労働大臣が指定する特定業種における掛金納付については、共済契約者が電子情報処理組織を使用して、厚生労働省令で定めるところ (※1) により、被共済者の就労の実績を (独) 勤労者退職金共済機構に報告 する場合には、証紙貼付方法に代えて、厚生労働省令で定めるところ (※2) により、現金により納付 することができることとする。

※1 就労実績に係る具体的な報告内容、就労実績報告の期限等を規定する予定。

※2 ペイジー又は口座振替を規定する予定。

施行日：改正法の公布の日 (令和元年5月31日) から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

## ②-2 「建設業退職金共済制度」と「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の連携案



建設キャリアアップシステムに蓄積された就業履歴データを就労実績報告ツールに取り込むことで、就労実績報告作成業務をより効率的に行うことが可能。

- ① CCUS登録者に技能実習を受講させた事業主に対して**賃金助成の単価を割増し助成**
- ② CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入に係る経費を助成**
- ③ CCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定した事業主に対して**処遇向上額に応じた定額**を助成

**①人材開発支援助成金  
(建設労働者技能実習コース)**

1. 目的 建設労働者のCCUS登録の促進
  2. 助成対象者 中小建設事業主
  3. 対象となる技能実習
    - 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
    - 能開法による技能検定試験のための事前講習
    - 建設業則による登録基幹技能者講習
    - 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等
  4. 賃金助成額単価
    - 労働者数20人以下の中小建設事業主  
【通常】7,600円/人日
    - ↓
    - 【CCUS登録者】8,360円/人日**
    - 労働者数21人以上の中小建設事業主  
【通常】6,650円/人日
    - ↓
    - 【CCUS登録者】7,315円/人日**
- ※ 令和元年度創設

**②人材確保等支援助成金  
(若年者及び女性に魅力ある  
職場づくり事業コース)**

1. 目的 CCUSを活用した建設労働者の評価・処遇改善の普及
  2. 助成対象者 建設事業主団体
  3. 対象となる事業
    - 入職・職場定着事業のうち「**評価・処遇制度の普及等に関する事業**」  
(具体例)
      - 完全週休二日制度等労働時間の削減に資する制度の普及
      - 就業日数や保有資格に応じた能力評価制度導入の普及
  4. カードリーダー購入に係る経費の助成要件
    - 上記3の事業を実施するに当たり、勤務時間の管理等に活用するため、**カードリーダーを購入あるいは専用アプリを利用した場合**  
※ただし、構成員に無償で貸与する場合かつ1台当たり5万円未満のものに限る。
  5. 助成率
    - 【中小建設事業主団体】支給対象経費の2/3
    - 【建設事業主団体】支給対象経費の1/2
- ※ 令和元年度創設

**③人材確保等支援助成金  
(雇用管理制度助成コース)**

1. 目的 建設労働者の処遇改善
  2. 助成対象者 中小建設事業主
  3. 対象となる措置
    - 中小建設事業主が雇用する**CCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定**し、該当するすべての者に適用後の給与等を実際に支払うこと  
※毎年処遇向上を実施する場合は、3か年を限度として助成
  4. 支給額
    - 【年10万円以上の処遇向上】  
66,500円/人年
    - 【年5万円以上の処遇向上】  
33,200円/人年
- ※ 令和2年度創設

※建設事業主団体  
構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※中小建設事業主団体  
建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体